

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1181006		処分名	使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	産業振興部		課	産業政策課		
根拠規定	鈴鹿市労働福祉会館条例				第3条		
基準規定	①	鈴鹿市労働福祉会館条例			第3条,4条		
	②	鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則			第2条, 第3条第2項, 第6条		
	③	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年5月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	※ 基準規定(参考) 別紙『1181006別紙基準』による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日		
	期間	14日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1181007	処分名	使用料の減免			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 産業振興部	課	産業政策課			
根拠規定	鈴鹿市労働福祉会館条例				第7条	
基準規定	①	鈴鹿市労働福祉会館条例			第7条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年5月14日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>1 次に該当する場合は、使用料の減免をすることができる。 (1) 申請住所が市内に所在し、組合概要書・規約・組合役員名簿・直近の総会資料の写しなどの提出により、市長が労働団体として認めるものが会館を使用する場合</p> <p>2 減免の対象及び割合は次のとおりとする。 (1) 申請住所が市内に所在する労働団体が使用する会館使用料については、鈴鹿市労働福祉会館条例別表(第6条関係)に定める室基本使用料の50%を減免する。 (2) 物品販売等の営利目的で使用する場合は減免の対象外とする。</p> <p>3 前2項により減免し使用料金に10円未満の端数が生じる場合は、切り捨てる。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1181009		処分名	使用の変更又は取消の許可		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者		
担当部署	部	産業振興部		課	産業政策課	
根拠規定	鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則				第4条第2項	
基準規定	①	鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則			第4条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年5月14日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則 (使用の変更又は取消し) 第4条 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用を変更し、又は取り消そうとするときは、許可書を添えて鈴鹿市労働福祉会館使用変更・取消し許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは鈴鹿市労働福祉会館使用変更・取消し許可書(第4号様式)を、不適当と認めるときは鈴鹿市労働福祉会館使用変更・取消し不許可通知書(第5号様式)を交付するものとする。</p> <p>【第4条第2項補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更が適当と認める基準 <ul style="list-style-type: none"> ①使用前日までに申請した場合 ②感染症流行などの社会的要因や自然災害など、申請者の責に帰さない場合 ・取消が適当と認める基準 <ul style="list-style-type: none"> ①使用前7日までに申請した場合 ②感染症流行などの社会的要因や自然災害など、申請者の責に帰さない場合 <p>以上のいずれも満たさない場合は不適当となる。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1181010	処分名	販売行為等の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 産業振興部	課	産業政策課			
根拠規定	鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則				第9条	
基準規定	①	鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則			第9条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成18年4月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	<p>何人も会館の敷地内において物品の販売、広告、宣伝及び寄付募集の行為その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>上記事項に該当する場合を次に例示する。なお、上記「敷地内」とは会館建物外の駐車場等を表すものとする。</p> <p>1. 講演会等開催時にその著書等を販売する場合。 2. 鈴鹿市及び本市に所在地を置く労働団体等が鈴鹿市労働福祉会館条例第1条に準じる活動を行う場合。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1182002		処分名	使用料の減免		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部	課	商業振興課		
根拠規定	鈴鹿市伝統産業会館条例				第6条第2項	
基準規定	①	鈴鹿市伝統産業会館条例			第6条第2項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和8年3月17日
	非公開該当		未設定理由			
	※ 基準規定(参考) ○鈴鹿市伝統産業会館条例 (使用料) 第6条 略 2 市長が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。 ・減免申請者が鈴鹿市内に所在地を有する伝統産業に関する団体であり、伝統産業の振興と発展に資する活動を行う場合 3 略					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	14日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1182005		処分名	使用料の減免		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長		
担当部署	部	産業振興部	課	観光・モータースポーツ局		
根拠規定	鈴鹿市観光自動車駐車場条例				第4条	
基準規定	①	鈴鹿市観光自動車駐車場条例			第4条	
	②	鈴鹿市観光自動車駐車場条例施行規則			第8条第1項	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年8月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市観光自動車駐車場使用料減免に関する内規</p> <p>(1) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため特に必要とするとき。</p> <p>(3) 公益事業の用に供するため、次のように使用させるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校等の行う行事。 ・児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の実施する行事。 ・地元地域の団体の行う行事。 ・海水浴場の清掃ボランティア等の活動。ただし、海水浴場開設期間内の清掃ボランティア等については、当該ボランティア行為のみに限る。 <p>(4) その他市の行政遂行のため市長が特に必要と認めたとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1183002		処分名	使用料の減免		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 産業振興部	課	農林水産課			
根拠規定	鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例				第10条	
基準規定	①	鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例			第10条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	使用料の減免(条例第10条関係) (1) 減額・免除の対象者 ○1農業技術及び知識の向上, その他農業の発展等に寄与する団体がその団体の設立 目的を達成しようとするために利用する場合で, かつ, 利用者の過半数が鈴鹿市に住所を有する者である時, 使用料を全額免除するものとする。 ○2鈴鹿市に住所を有する農業者が農業技術及び知識の向上, その他農業の発展等に寄与するために利用する場合, 使用料を全額免除するものとする。 ○3鈴鹿市及びその関係機関が使用する場合, 又は, これらが主催する市民の交流促進を目的とした行為に使用する場合, 使用料を全額免除するものとする。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1183003	処分名	使用料の還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 産業振興部	課	農林水産課			
根拠規定	鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例				第11条	
基準規定	①	鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例			第11条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	<p>使用料の還付(条例第11条関係) 次に掲げる場合において、使用料を還付するものとする。 (1) 災害その他自己の責によらない理由により使用することができない時。(全額還付) (2) 使用変更申請書に変更理由書(任意様式)を使用日の3日前までに提出したもので、正当な理由があると認める場合で、その変更が取り消しである場合にあっては、既納の使用料の額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)、変更により差額が生じた場合にあっては、その差額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を還付するものとする。 (3) その他、正当な理由がある場合。(全額又は100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。))</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						